

議題（5）市民ノーマイカーデー事業検討部会の設置期間見直しについて

1 提案理由

部会運営要領第5条により部会の設置期間は2年以内と規定されており、現在の部会設置期間は、平成30年3月31日までとなっている。

これまで、委員の改選年度と部会の設置年度に一年のずれが生じており、部会の設置期間中に委員の改選があり、部会の委員の変更を行うことがあった。

今般、委員の改選時期に合わせ、部会を設置するものである。

2 提案内容

(1) 現在の市民ノーマイカーデー事業検討部会の設置期間を当初の平成30年3月31日から平成29年4月20日まで短縮する。

(2) 新たに市民ノーマイカーデー事業検討部会を設置し、設置期間を委員任期の終期に合わせ、平成31年3月31日とする。

なお、部会の構成委員は別途、会長が指名する。

○これまでの委員任期と部会設置期間

第4期協議会委員任期 : 平成29年4月～平成31年3月

市民ノーマイカーデー事業検討部会設置期間 : 平成28年5月～平成30年3月

○今後の委員任期と部会設置

4月 : 委員改選・部会設置 → 2年後の4月 : 委員改選・部会再設置
平成29年4月～平成31年3月 平成31年4月～平成33年3月